公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の不正使用防止管理責任体制図及び職務内容

最高管理責任者
（学　長）
（規程第４条関係）

・本学全体を統括し，公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
・不正防止対策の基本方針を策定・周知する。
・統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう,適切なリーダシップを発揮する。

統括管理責任者
（理事,副学長・事務局長）
（規程第５条関係）

・最高管理責任者を補佐し，公的研究費の運営・管理について実務上の統括を行う。
・不正防止対策の基本方針に基づき，具体的な不正防止対策を策定・実施し，状況確認を行い，最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者
（学長が指名する理事又は副学長）
（規程第６条関係）

・統括管理責任者の指示の下,
①不正防止対策を実施し，状況確認を行い，統括管理責任者に報告する。
②コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。
③公的研究費の管理・執行に対しモニタリングし，必要に応じて改善指導する。

不正防止推進室
（調査委員会）
（規程第13条関係）

・公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
・不正発生要因の把握及び不正発生要因に対する改善策に関すること。
・適切なチェック体制の構築や学内のルールの統一についての提言に関すること。
・行動規範の策定に関すること。
・不正防止計画の作成・実施及び改善に関すること。
・不正防止計画を具体的に実行するための運用ガイドラインを策定に関すること。
・不正防止に対する実施体制の整備及び自己評価の確認に関すること。
・コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画書の策定・実施及び改善に関すること。
・公的研究費の不正使用に係る調査等に関すること。
・その他不正防止の推進に必要な事項に関すること。

通報窓口
（教育研究支援部研究推進課）
（規程第16条関係）

・通報内容を統括管理責任者を経由して最高管理責任者に報告する。
・通報を受け付けた旨を通報者（匿名の通報者を除く）に通知する。

監　　査　　室
（規程第19条関係）

・会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか，公的研究費の運営・管理体制の不備の検証を行う。
・不正防止推進室と連携し,不正発生要因に応じた内部監査の実施を行う。
・監事及び会計監査人との連携を強化する。

【検収業務窓口】
嬉野台地区
　財務課（検収センター）
　図書館チーム（図書）
山国地区
　事務室（小・中・やまくにプラザ）
神戸キャンパス地区
　事務室

・納品物品等の検収を行う。

相　談　窓　口
（規程第17条関係）

・申請関係相談窓口
・予算管理関係相談窓口
・資金使用関係相談窓口